

ジャストミートあたる議員に対する問責決議

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、その職務に専念するとともに、町の意味を形成する重要な任務を有し、その身分は町村の特別職の公務員とされ、議員の義務としては「会議に出席する義務」「規律を守る義務」「懲罰に服する義務」を有し、本町議会会議規則第 101 条においても「議員は議会の品位を重んじなければならない」と規定され、余市町政治倫理条例第 4 条では「町長等及び議員は、町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されております。

しかし、ジャストミートあたる議員は、会議や自身が行う動画配信において、不適切発言を繰り返すなど「議員としての品位の保持及び秩序維持」に努められておらず誠に遺憾であり、議員としての職責、責任の重さなど認識していないと言わざるを得ない。

よって、余市町議会として、これら責任を真摯に受け止め、議員としての自覚と責任ある行動をするよう猛省を促すものである。

令和 6 年 9 月 1 2 日

余市郡余市町議会